# 公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会 登録規程

#### 第1条(総則)

本規程は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会基本規程(以下「基本規程」という。)第5条第2項に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。

## 第2条(目的)

登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

#### 第3条(登録申請)

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会へ総合型クラブ単位で申請する。

#### 第4条(登録審査)

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2 登録審査については、別に定める。

## 第5条(登録認定)

県協議会は、前条に定める登録審査において県協議会が別に定める登録基準を具備していると認められる総合型クラブを登録総合型クラブ(以下「登録クラブ」という。)として認定する。

2 登録認定については、別に定める。

#### 第6条(有効期間)

登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

## 第7条(登録更新審查)

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2 登録更新審査については別に定める。

#### 第8条(権利)

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1)公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際の条件等は、公益財団法人日本スポーツ協会SCマークの使用に関する規程のとおりとする。

## 第9条(遵守事項)

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が意思決定機関の議決により整備され、当該規 約等に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を、意思決定機関で議決すること。

- (3) 登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶 に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役職員等の関係者に公益財団法人岐阜県スポーツ協会(以下「県スポ協」という。)倫理規程第 3条及び第4条に定める事項に準じて遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、県スポ協が定める 県スポ協及び加盟団体における「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等 及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

## 第10条(登録料)

登録クラブは、県協議会が定める登録料として年間10,000円を納めるものとする。 (うち、全国協議会に5,000円を納めるものとする)

#### 第11条(処分)

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下「違反行為」という。)の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

## 第12条 (個人情報の扱い)

本規程に基づき県協議会が取得した個人情報の取扱いにあたっては、県スポ協の個人情報保護に関する要綱を遵守する。

#### 第13条(特記事項)

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、県協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

#### 第14条(改定)

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

## 附則(令和4年3月9日)

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本規程に定める「登録クラブ」は、県協議会 登録認定細則において令和5年3月末日までの間は、登録認定を予備登録することに鑑み、令和5 年10月末までの間は「予備登録クラブ」と読み替えることとする。

#### 附則2(令和5年7月20日)

- 1 令和5年7月20日に第6条を改定。この改定は、令和5年7月20日から施行する。
- 2 令和4年度の登録審査(令和4年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間(令和

5年11月1日~令和6年3月31日)にかかる全国協議会への登録料(第10条)は2,000円とする。

- 3 令和5年度の登録審査(令和5年11月1日登録認定分)にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5か月間とする。
- 4 令和4年3月9日附則第1条中「令和5年3月末日」及び「令和5年10月末日」とあるのをいずれも「令和6年3月末日」に変更する。